

月刊ハローワーク通信

ハローワーク秋田のイベント・情報などを紹介する広報紙です
《2025. 2月号》



発行: 〒010-0065 秋田市茨島 1-12-16
ハローワーク秋田 (電話 018-864-4111)

当所へ電話でお問い合わせの際は、部門コード (問い合わせ先右端の【】内) を押してください。

ハローワーク秋田の各種情報はこちら!



令和8年
3月卒業

大卒等求人の受付を開始します!

～ 人材確保に向けて、求人の早期提出をお願いいたします ～

■令和8年3月大学、短期大学、高等専門学校、専修学校卒業予定者及び公共職業能力開発施設等長期訓練課程卒業・修了予定者 (以下「大学等卒業予定者」) を対象とする求人受理を、

令和7年2月1日(土)から開始します。

■企業の将来を担う優秀な人材の確保と若者の地元定着による活力ある地域づくりのため、大学等卒業予定者にかかる求人の早期提出をお願いします。

大学等卒業予定者の 就職・採用活動スケジュール

- 求人の受理 : 2月1日～
 - 広報活動 : 3月1日～
 - 求人の公開 : 4月1日～
 - 採用選考活動 : 6月1日～
- 職業紹介

令和8年3月 新規学校卒業者の
求人申込みのご案内

秋田の未来
あなたの未来

秋田労働局職業安定部
公益系キャリアセンター
ハロ-わんくん

人材確保に向けて、求人の早期提出をお願いします。

新規学校卒業者の
求人受付開始は…

大卒等	令和7年 2月1日(土)～	中・高卒	令和7年 6月1日(日)～
-----	---------------	------	---------------

「求人申込みのご案内」冊子のデータ版を秋田労働局 HP に掲載しています。こちら是非ご活用ください。



求人のお申し込み・お問い合わせ

秋田新卒応援ハローワーク

【土(第2.4を除く)・日・祝日・年末年始は閉庁】

秋田市中通2-3-8 アトリオン3階
(ハローワークプラザアトリオン内) 電話:018-836-7820

月・水・金

9:00～17:15

火・木

9:00～18:30

第2.4土曜

10:00～17:00

事業主・職業紹介事業者の皆さまへ

学生の職業選択の自由を侵害する 「オワハラ」は行わないでください！！

オワハラとは、企業などが新規学校卒業者等の採用において、内定や内々定を行うことと引き換えに、学生の意思に反して他の企業などへの就職活動の終了を強要するようなハラスメント行為です。

オワハラは、**憲法で保障された職業選択の自由を侵害する行為**であり、場合によっては、刑法上の脅迫罪・強要罪や民法上の不法行為にも当たる可能性があります。

また、学生にオワハラと受け止められれば、**企業等の社会的信用の失墜やイメージの低下**につながりかねません。

新規学校卒業者等の就職は、人生の大きな転機であり、将来を左右する重要な選択をすることになります。

学生側にも、節度ある就職活動が求められますが、企業や職業紹介事業者の皆さまにも、学生が納得いく就職活動を行えるよう、就職機会の確保にご理解・ご協力をお願いします。

以下のようなことをしていませんか？ これらは「オワハラ」に該当し得る例です！

- 自社の内（々）定と引換えに、他社への就職活動を取りやめるよう強要すること
- 自由応募型の採用選考において、内（々）定と引換えに大学あるいは大学教員等からの推薦状の提出を求めること
- 他社の就活が物理的にできないよう、研修等への参加を求めること
- 内定承諾書等の早期提出を強要すること
- 内（々）定辞退を申し出たにもかかわらず、引き留めるために何度も話し合いを求めること

ハローワークに寄せられた相談事例



社会経験が少ない学生にとって、企業からの強い働きかけは、相当なプレッシャーになります。学生への対応に当たっては、学生の自主性を妨げることがないように、ご配慮をお願いします。

-  内定承諾書の早期提出を執拗に求められ、メッセージアプリにも就職活動を終了するよう求めるメッセージが再三送付されてくる。
-  内々定の連絡を受けた後、他社の選考を全て辞退し、就職活動を終了するよう言われた。
-  内々定時に、入社しなかった場合には損害賠償が発生する旨の記載がある「誓約書」や「入社承諾書」へのサインを強要された。

お問い合わせ先

秋田新卒応援ハローワーク（アトリオン3階） 電話018-836-7820

令和6年 高年齢者雇用状況等報告・障害者雇用状況の集計結果

秋田労働局では、このたび、令和6年「高年齢者雇用状況等報告」および、民間企業や公的機関などにおける令和6年「障害者雇用状況」の集計結果を取りまとめましたので公表します。

高年齢者 雇用状況



集計結果の詳細はこちらから

65歳までの高年齢者雇用確保措置の実施状況【義務】
企業割合 100.0%

70歳までの高年齢者就業確保措置の実施状況【努力義務】
企業割合 34.9%

- ・報告企業数 2,024社 (常用労働者21人以上規模 ※前年調査2,040社)
- ・「65歳までの高年齢者雇用確保措置実施済企業割合」 100.0% (前年比0.1ポイント増加)
- ・「70歳までの高年齢者就業確保措置実施済企業割合」 34.9% (前年比0.6ポイント増加)

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号。以下「高年齢者雇用安定法」という。)」では、65歳までの雇用の確保を目的として、「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置(高年齢者雇用確保措置)を講じるよう、企業に義務付けています。

加えて、70歳までの就業機会の確保を目的として、「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」という雇用による措置や、「業務委託契約を締結する制度の導入」、「社会貢献事業に従事できる制度の導入」という雇用以外の措置のいずれかの措置(高年齢者就業確保措置)を講じるように努めることを企業に義務付けています。

今回の集計結果は、従業員21人以上の企業2,024社からの報告に基づき、このような高年齢者の雇用等に関する措置について、令和6年6月1日時点での企業における実施状況等をまとめたものです。

障害者 雇用状況



集計結果の詳細はこちらから

【民間企業】法定雇用率 2.5%

雇用障害者数、実雇用率ともに**過去最高を更新。**

【公的機関】法定雇用率 2.8% (県の教育委員会 2.7%)

秋田県の機関は、雇用障害者数、実雇用率ともに**前年を下回る。**

県教育委員会、市町村の機関は雇用障害者数、**実雇用率ともに前年を上回る。**

民間企業・雇用障害者数 2,997.0人 前年より 6.1% (172.0人) 増加
実雇用率 2.49% 前年比 0.09ポイント上昇
法定雇用率達成企業割合 58.8% 前年比 5.4ポイント低下

秋田県の機関・雇用障害者数 142.5人 (146.0人) 実雇用率 3.07% (3.16%)
県教育委員会・雇用障害者数 202.0人 (194.0人) 実雇用率 2.79% (2.65%)
市町村の機関・雇用障害者数 425.5人 (398.0人) 実雇用率 2.86% (2.68%)

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合(法定雇用率、民間企業の場合は2.5%)以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、令和6年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

※障害者の法定雇用率は、段階的に引き上げられています。(現行)

	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3% ⇒	2.5% ⇒	2.7%
公的機関の法定雇用率	2.6% ⇒	2.8% ⇒	3.0%
県教育委員会の法定雇用率	2.5% ⇒	2.7% ⇒	2.9%

お問い合わせ先

秋田労働局 職業対策課 TEL 018-883-0010

従業員の採用・定着でお困りの事業主の皆さまへ

労務管理の専門家の無料相談を受けてみませんか

労務管理に関する専門的な知識のある社会保険労務士等を派遣します！
【支援対象事業所：医療・保育・建設・警備・運輸の5分野】

ハローワークでは、事業主の行う採用、配置、職場定着、継続雇用、人材育成等の雇用管理に関する相談援助を通じて、労働者にとって働きやすい職場づくりを支援しています。

専門家による
支援の例

- 人事管理制度について (勤務形態、職務基準、資格制度、人事考課等)
- 賃金体系について (昇給、昇格、資格手当等)
- 教育訓練について (職種別、職位別等の研修体系の整備)
- 福利厚生について (労働者住宅、福利厚生施設、健康管理、機器の導入等による職場環境の改善等)
- 職場のコミュニケーション管理について
- 業務管理について (人員配置、業務プロセスの見直し等)



お問い合わせ先 ハローワーク秋田 求人部門 【31#】



ハローワーク秋田 雇用の動き(令和6年12月)

概況(全数)

○有効求人倍率は、1.42倍と前年同月比で0.02ポイント低下。

1 求人の動向

- 新規求人数は、2,438人と前年同月比で8.6%減少。
・公務、その他、情報通信業、製造業等は増加、卸売業、小売業、サービス業(他に分類されないもの)、医療、福祉等は減少。
- 有効求人数は、7,585人と前年同月比で2.4%減少。

2 求職者の動向

- 新規求職者数は、1,183人と前年同月比で2.8%増加。
・フルタイム求職者が1.4%減少、パート求職者は14.1%増加。
・事業主都合離職者(常用)が2か月連続で増加。
- 有効求職者数は、5,341人と前年同月比で1.1%減少。
・雇用保険受給者実人員が10か月連続で減少。

【主な産業の新規求人数】

主な産業	求人数	前年同月比	
		増減率 (%)	増減数 (人)
D建設業	243	▲ 0.8	▲ 2
E製造業	141	19.5	23
G情報通信業	35	29.6	8
H運輸業、郵便業	106	10.4	10
I卸売業、小売業	350	▲ 30.7	▲ 155
J金融業、保険業	29	0.0	0
M宿泊業、飲食サービス業	171	▲ 10.9	▲ 21
P医療、福祉	559	▲ 14.8	▲ 97
Rサービス業(他に分類されないもの)	441	▲ 19.1	▲ 104
S・T 公務、その他	118	337.0	91
全産業合計	2438	▲ 8.6	▲ 229

【新規求職者の態様別状況(常用)】

項目	区分	態様別計						
		在職者	離職者	うち事業主都合	うち自己都合	うち自営、その他	無業者	
新規求職者数(常用)		971	344	541	174	338	14	86
前年同月比	増減率 (%)	3.5	▲ 2.3	9.7	14.5	9.0	16.7	▲ 7.5
	増減数 (人)	33	▲ 8	48	22	28	2	▲ 7

■有効求人倍率(全数)の推移

